

36 中央大学より創立五十周年記念式典への梨本宮台臨の件

申請

〔昭和十年十月〕

(注記1)

学專四九七号
定決裁
10月31日
文書課長
(有原)印
送発
10月31日
起案者
(石澤)印

昭和十年十月三十一日起案

事務官 (清水)印

学務課長 (有光)印

専門学務局長 (赤尾)印

(田中)印

(美作)印

(高橋)印

(小島)印

案

年月日

局長

(下 札)

中央大学学長宛

宮殿下台臨ニ関スル件

(注記2)

昭和十年十月二十五日附願出ノ標記ノ件ニ関シ別紙写ノ通回答有之タルニ付御了知相成度

(備考) 別紙宗秩寮総裁回答写添付ノ上發送ノコト

(注記3)

昭和十年十月三十日

宗秩寮総裁候爵 木戸幸一 印

文部次官 三邊長治殿

割印

本月二十六日付学專四九七号ヲ以テ御照会有之候中央大学創立

五十周年記念式ニ際シ皇族御台臨願出ノ件ハ梨本宮殿下御台臨被為在候コトニ御内定相成候ニ付右御回答申上候

追テ詳細ハ同宮附卜御打合セ相成度申添候

学專四九七号
定決裁
10月26日
文書課長
送発
10月26日
起案者
(石澤)印

昭和十年十月二十五日起案 事務官

学務課長 (有光)印

専門学務局長代 (有光)印

次官 (三邊)印

大臣 花押 (松田源造)

秘書課長 (小笠原)印

(田中)印

(美作)印

(中島)印

(石坂)印

(鴨狩)印

(春山)印

案

年月日

文部大臣

宮内大臣宛

宮殿下御台臨方願出ニ関スル件

今般中央大学学長ヨリ創立五十周年記念式執行ニ際シ 宮殿下ノ御台臨ヲ仰キ度旨願出有之タルニ付テハ之カ御執奏方可然御取計相煩度

取計相煩度

(備考) 別紙宮内大臣宛願出正本一部添付ノ上發送ノコト

昭和十年十月二十五日

(注記5)

中央大学学長 原 嘉道 印

文部大臣 松田源治殿

進達願

別紙 宮殿下御台臨願出之儀宮内大臣へ進達方御取計被成下度
此段願上候

昭和十年十月二十五日

中央大学学長 原 嘉道 印

文部省専門学務局長

赤間信義殿

宮殿下御台臨願出ニ付御依頼ノ件

拝啓時下秋冷ノ候愈々御清祥奉賀候

陳者来ル十一月四日本学創立五十周年記念式執行ニ付別紙ノ通

宮殿下御台臨方宮内大臣宛願出致候処此儀ニ就テハ既ニ

梨本宮殿下御台臨ヲ賜ハルベキ旨御内示有之候次第ニ付右御諒

承ノ上可然御配慮ヲ賜ハリ度此段御依頼申上候

昭和十年十月二十五日

中央大学学長 原 嘉道 印

宮内大臣 湯浅倉平殿

本学創立五十周年ニ相当候ニ付来ル十一月四日午後一時記念式
挙行可致候条教育奨励ノ御思召ヲ以テ

宮殿下御台臨方御厚配賜ハリ度此段願上候

(注記1)

「15」

(注記2)

「一二〇」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「甲」受付昭和十年十月三十日/第一四五号」

(注記4)

「文部省/学專497号/□□」

(注記5)

「文部省/学專497号/10年10月25日」

(下札)

〔中山〕種別 い三ノ聯繫 /登録追加 /件名 中央大学申請 梨本

宮殿下創立五十周年記念式ニ台臨ノ番号 学專四九七ノ結了年月

日 昭一〇、一〇、三一ノ保存年限 ムキノ枚数 〇」

〔自大12年10月至昭23年3月
行幸啓及恩賜 第3冊〕
文部省⑤ 3A, 30-6,
1067